

広報たちかた

人口と世帯		●住民基本台帳記録数(前月比)	
	人口	178,442	(-14)
	男	88,977	(-12)
	女	89,465	(-2)
	世帯	85,307	(-8)
平成25年10月1日現在			

ご存じですか？ 消費生活センター

消費生活センターでは、消費生活相談(下記事参照)、暮らしに関するイベント「暮らしフェスタ立川」や消費生活相談、おもちゃの病院、消費生活講座を実施しています。ぜひご利用ください。

申・問生活安全課消費生活センター係(女性総合センター内) ☎(528)6801



暮らしフェスタ



消費生活講座 場消費生活センター
申10月25日(金)から生活安全課消費生活センター係へ

家事と家計の勉強会

家計簿をつけていると、暮らしが数字として見えてきます。この機会に予算のある家計簿をつけてみませんか。家事の工夫として掃除のポイントなども紹介します。時11月22日(金)午前10時～正午 師多摩友の会生活講習グループの皆さん 定30人(申込順) 保10人程度(1歳～学齢前) 持筆記用具

安全な食品を選びたい

食品添加物、残留放射能対策、TPPとの関係などを学び、食の安全・安心のために、消費者が賢く行動することを考えます。時11月23日(祝)午後1時～3時 師家庭栄養研究会会長・阿部五百子さん 定30人(申込順) 保7人程度(1歳～学齢前) 持筆記用具

韓国の家庭料理、我が家の味に

立川産の野菜でビビンバ丼、カボチャのぜんざい等を調理実習。時11月26日(火)午前10時～午後0時30分 師食とくらしと環境を考える会の皆さん 費600円(材料代) 保5人程度(1歳～学齢前) 定24人(申込順) 持エプロン、三角きん、ふきん、手ふきタオル

おもちゃの病院 at 柴崎学習館

子どもたちの物を大切にする心を育てるため、壊れたおもちゃを修理します。1世帯2点までで先着40点までです。壊れた部品なども一緒にお持ちください。部品代がかかる場合は実費負担です。直せないものもあります。直接会場へ。対市内在住の方。時11月16日(土)午後1時～3時 場柴崎学習館



消費者の目

資金決済法により利用終了となる商品券など

第178回

商品券などの有効期限をチェックしましょう

平成22年4月に「資金決済法」が施行され、利用終了となる商品券やギフト券が増えています。全ての商品券が使えなくなるわけではありませんが、お手持ちの商品券が利用終了になっていないか調べてみる必要があります。金融庁等のホームページで確認できますが、ホームページを見ることができない場合は消費生活相談にお問い合わせください。利用終了の場合、60日以上のお戻し期間が設けられています。これを過ぎてしまっても諦めずに発行元に問い合わせてみるようにしましょう。

また、現金をチャージし、支払いに繰り返し使用するプリペイドカードには有効期限が設けられていることが多く、裏面の規約に記載されています。これもチェックしてみましょう。

消費生活相談

専門相談員が商品や契約に関するトラブルなどの相談に応じます。ひとりで悩まず、まずお電話ください。

☎(528)6810、月曜～金曜日、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)



消費生活相談の事例集

ひとりで悩まず、まず電話！

消費生活相談 ☎(528)6810